

2022年3月16日制定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下、「本会」という。)権利擁護センターぱあとなあ岩手(以下、「ぱあとなあ」という。)運営規程第3条2項の規定にもとづき設置されるぱあとなあ運営委員会(権利擁護委員会)の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(運営委員会)

第2条 運営委員会は、各ブロックから選出された運営委員で構成する。

2 運営委員会に次の役員を置き、その選任については運営委員の互選とする。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長2名以内

(3) 会計1名

3 役員任期は本会定款第23条に規定された理事の任期と同一の2年とし、再任を妨げない。

4 委員長は、運営委員会の活動状況について必要に応じて理事会に報告するものとする。

5 運営委員会には必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

第3条 委員長は、ぱあとなあ運営規程第5条にかかげる事業内容を円滑に遂行するため、運営委員会議を招集する。

2 委員長は以下の内容を検討する場合は、会議を開催しなければならない。

(1) 規程等の改正、新設、廃止

(2) 事業計画の作成

(3) 事業内容の進捗に関すること

(4) 委員からの求めがある事項

3 委員長は必要に応じて運営委員以外の関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

4 委員長は、会議開催の都度遅滞なく会議録を作成し、概要を会員に周知する。

(ブロック活動)

第4条 ぱあとなあは、地域で会員同士の相互支援体制を構築することにより会員相互のスキルアップを図り、また、地域のニーズに沿った相談、支援を実施するため地域単位の活動を推進するブロック組織を設置する。

2 ブロック組織は本会定款第38条にもとづき、その区域は本会ブロックの設置及び運営に関する規則第5条のとおりとする。

3 ぱあとなあ会員は、原則として本会の所属ブロックに属するものとする。

(ブロック運営委員)

第5条 ブロック組織には、それぞれ1名以上の運営委員を置く。

2 運営委員は、会員の相互支援による成年後見活動のサポートを推進するとともに、会員の権利擁護支援における地域連携ネットワークへの参画を推奨する。

3 運営委員は、管轄の家庭裁判所からの後見人等の推薦依頼に対して、日ごろから会員に対して受任の意向を確認するものとする。

(ブロック運営委員の任期)

第6条 ブロック運営委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(費用弁償)

第7条 活動に伴う旅費等費用の弁償は本会費用弁償に関する規則の規定に従う。

(報告)

第8条 委員会は、本会理事会に活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(苦情対応)

第9条 委員会の活動における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務を本会事務局に委託することが出来る。

(その他運営の留意事項)

第11条 この要綱に定めるものの他、運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この要綱を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附則

1 この要綱は、2022年3月16日から施行する。